

## 成年後見制度って何だろう？



認知症や知的障がい・精神障がいなどの人は、不動産や預貯金などの財産管理、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約が難しい場合があります。また、悪徳商法や詐欺などの被害にあう危険性も高くなります。成年後見制度はこのような判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護・支援する制度です。



高額な布団や着物を購入しても、成年後見人等が取消することができます。



成年後見人等が代理人としてアパートの入居契約を行います。

## 成年後見支援センターって何をするところ？



高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るように、成年後見制度などに関する相談に応じ、利用についてサポートしています。

また、住民や関係機関などへ成年後見制度の理解を深めるための研修会の開催や、市民後見人のフォローアップ研修などを行っています。

## 権利擁護研修会を開催しました。

10月23日、幌延深地層研究センター国際交流施設にて、事業所などに向けた「権利擁護研修会」を開催いたしました。昨年に引き続き、2回目の開催となります。

今回は、成年後見支援センターのアドバイザーとして関わっていただいている「公

益社団法人北海道社会福祉士会 権利擁護センター・ぱあととあ北海道運営委員」の平川俊彦氏と、「りんどう法律事務所 弁護士」の富田佳佑氏をお招きし『みんなで暮らしを支えよう』私たちにできること』と題して、グループワークを行いました。日頃、

交流することがない職場の方々が集まるための研修でしたが、どのグループも活発に意見を出し合っていました。また、講師の方々から、成年後見人は実際に成年後見制度を利用する方のためどのようなことを行っているのか話をしていただきました。制度を利用する方が施設に入ってからや施設から自宅に戻った時、さらにはお亡くなりになった時の各種手続きなど、実に様々なことを行って生活を支えているということがわかりました。

生活を支えていくためには成年後見人だけではなく、その地域に住むみんながそれぞれ

の立場で一緒に支えていかなくはならないことや、住み慣れた町で安心してその人らしく生きていくためには、地域のみんなの力、地域つながりが大切だということがわかり、参加した方々にとっても充実した研修となったようでした。



お問い合わせ先：幌延町成年後見支援センター（幌延町社会福祉協議会内）  
幌延町地域包括支援センター（保健福祉課 保健グループ）

電話 5-2090  
電話 5-1790